

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体      御 中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

口腔連携強化加算に係るリーフレットについて

計9枚（本紙を除く）

Vol.1 344

令和7年1月10日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3962、3949)  
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡

令和7年1月10日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中  
市区町村

厚生労働省老健局老人保健課

### 口腔連携強化加算に係るリーフレットについて

令和6年度介護報酬改定により、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、口腔連携強化加算が新設されました。

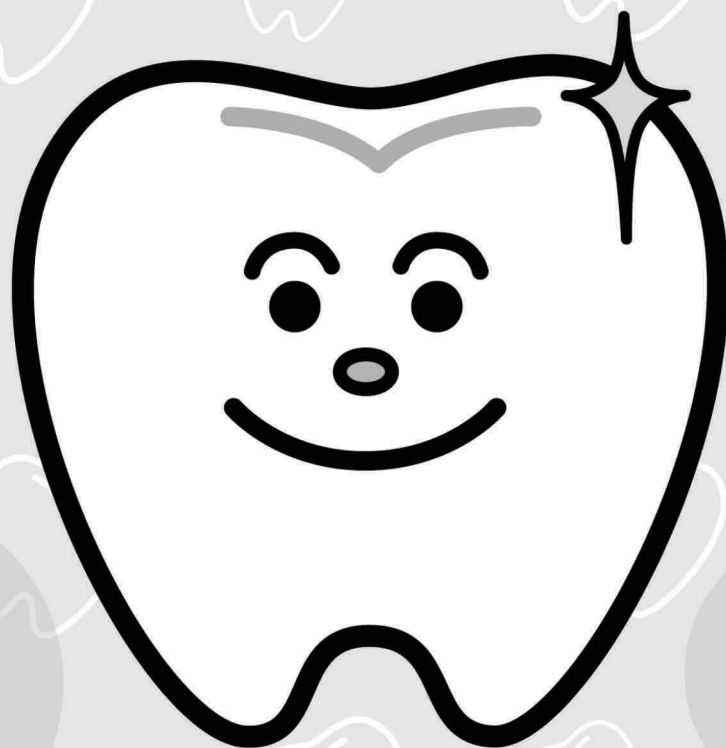
口腔連携強化加算は、介護事業所が口腔の健康状態の評価の方法や在宅歯科医療等について歯科医療機関に相談できる体制を構築するとともに、口腔の健康状態の評価の実施並びに歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供することを評価したものです。

介護事業所において、より一層の要介護高齢者等における効果的・効率的な口腔管理を進めていただけるよう、別添のとおり口腔連携強化加算に係るリーフレットを作成しましたので、各自治体におかれましては、管内の介護サービス事業所等に周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

訪問系サービス

短期入所系サービス事業所

の皆様へ



利用者のお口をチェックして、

情報提供することの加算が新設されました

## 利用者のお口をチェックして、 情報提供することの加算が新設されました。

### 口腔連携強化加算

在宅で過ごされる利用者に近い皆さんが、利用者のお口を見た情報を歯科医師等と介護支援専門員に伝えることを評価する加算です。

評価方法がわかりやすい資料もあります。この機会にお口の評価をしてみませんか。

口は体の入口です。口の中を清潔に保つこと、上下の歯できちんと噛めることには沢山の良い効果があります。



#### 事業所のメリット

口腔の管理に注視している事業所であることがわかります。  
1月に1人につき50単位が算定できます。



#### 職員のメリット

口の中を確認する方法が身につきます。  
困った時に歯科医師や歯科衛生士に相談しやすくなります。



#### 利用者のメリット

なじみの職員がお口の状態を確認してくれます。  
口の健康を維持することは、肺炎の発症予防や  
全身の健康維持につながります。



# 算定できる事業所は以下のサービス提供事業所です

訪問介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（★：介護予防も含む）

加算を算定するには以下のステップを参考にしてください。

## 加算取得の手順

### ステップ1 体制届出を提出

詳しくはこちら

厚生労働省のHPにある「体制届出に関する通知」の項目にある別紙様式11を使います。



訪問診療実施している歯科医療機関はナビイ等でも探すことができます。



詳しくはこちら



### ステップ2 利用者の口腔の健康状態を確認します

詳しくはこちら

お口の確認項目が8個あります。➤



### ステップ3 歯科医療機関と介護支援専門員に情報共有をします

もう少し詳細を知りたい方はこちらをご覧ください ➤



算定についてよくわからない方は、算定する事業所のある市町村にまずはお問い合わせください。



一般社団法人

**日本老年歯科医学会**

Japanese Society of Gerodontology